

『遷幸部類記』についての基礎的研究

—影印・翻刻篇(1)江記・春記・小右記

丸山裕美子

かつて私は『遷幸部類記』という資料を紹介し、これが①室町時代の公家甘露寺親長（一四二四一一五〇〇）が編纂した遷幸に関する部類記であること、②康正二年（一四五六）五月から七月にかけて作成されたと考えられること、③諸記録から記事を抜き出して作成されているが、少なくともI（江記・春記・野記）、II（光親卿記）、III（経俊卿記）、IV（吉御記・大御記・但御記）の四種が独立して存在すること、④四種のうち三種（II・III・IV）は甘露寺親長の自筆原本が勧修寺家旧蔵記録として京都大学文学部博物館（現京都大学総合博物館）に所蔵されていること、⑤のこる一種（I）は甘露寺親長の自筆原本を直接書写したと考えられる複本が東山御文庫に所在すること、などを明らかにした⁽¹⁾。

甘露寺家は藤原北家勧修寺流に属する名家で、親長は藏人頭を経て宝徳四年（一四五二）に参議、翌年権中納言、康正二年三月に陸奥出羽按察使になり、四月正三位に叙されている。嘉吉三年（一四四三）に放火によつて焼亡した土御門内裏の復興がようやく成ったのがこの康正二年であった。天皇の新造土御門内裏への遷御は七月二十日であったが、この還幸に供奉した公卿のなかには三十三歳の按察使中納言親長の姿もあつた。遷幸を間近に控え、親長は五月十五日に経俊卿記を書き出し、六月二十四日・二十八日には左大臣洞院実熙から借用した『遷幸行類抄』を書写し、七月一日には吉御記、翌二日には大御記を、三日に江記・春記を書写し、但御記や野記、光親卿記もこの前後に選び

出して書写したものと思われる。但御記（記主は藤原隆方）・大御記（藤原為房）・吉御記（吉田経俊）・光親卿記（藤原光親）・経俊卿記（吉田経俊）はいずれも勸修寺流一門の日記であり、これらを親長は「年紀次第不同、隨尋書之処也」（IV）とあるように、隨時書き出したものと考えられる。親長は康正二年から二十三年後、応仁の乱で荒廃した土御門内裏の修復がなつての還幸に、還幸伝奏として活躍することになるが、その際かつて作成したこの『遷幸部類記』は大いに役立つたことであろう。

さて甘露寺親長の『遷幸部類記』は、その自筆原本がIは禁裏に（後に焼失カ）、II・III・IVは近世初頭までに勸修寺家に入り、複本も作成され、その後、近世中期—おそらく寛政二年（一七九〇）十一月の新造内裏（京都御所）への遷幸に際して—及び近世末期—安政二年（一八五五）の新造内裏遷幸に際して—に柳原家、野宮家、鷹司家などで書写されて伝わったと考えられる⁽²⁾。

四種I～IVの『遷幸部類記』のうち、IIは『大日本史料』第四編之十二に活字翻刻されており、IIIは図書寮叢刊『経俊卿記』に活字があるが、IとIVは逸文であり、Iの江記・春記・野記（小右記）はいずれも紹介されたことがなかつた⁽³⁾。そこで前稿において、私は個人で所蔵していた『遷幸部類記』Iの翻刻を行つたのであるが、影印は一部のみの掲載にとどまつていた。また二〇〇四年度に愛知県立大学において行なつた演習で、この『遷幸部類記』Iについて、読み直し、注釈を作成することを目指したが、全体にわたる決定稿を完成させることはできなかつた。そこで、ひとまず本文の校訂・翻刻に限定して現時点での到達点を示そうと思う。さらに全文の影印を提示することで、今後の研究の展開への布石とし、学界の共有財産としたい。

なお前稿発表後に、私は東京古書会館で開催された「新興古書大即売会」で浅倉屋書店から、もう一冊の『遷幸部類記』を購入した。これは、宮内庁書陵部所蔵の柳原本『遷幸部類記』Iと同じ構成であり、つまり『遷幸部類記』I及びIIと成恩寺関白記永徳元年（一三八一）三月十一日～十七日条を書写したものであつた。柳原本と異なり、全文一筆で記されており、おそらく柳原本を写したものと考えられる。前稿では、成恩寺関白記の部分に關しては、内

題「遷幸部類記」が記されておらず、勸修寺旧蔵記録の中にも成恩寺関白記の記録は見えないことから、甘露寺親長の『遷幸部類記』の可能性は低いのではないかと判断したが、現時点でもその考えは変わらない。

注

(1) 拙稿「甘露寺親長の『遷幸部類記』について」『小右記』『春記』『江記』逸文紹介』(『史学雑誌』一〇五・八、一九九六年)。以下にいう「前稿」はすべてこれを指す。

(2) 確認された写本の所在は、以下の通りである（私本を除く）。

I 宮内庁書陵部所蔵・柳原本『遷幸部類記』一(柳二四六)

宮内庁書陵部所蔵・鷹司本『遷幸部類』(二六六一七二三)

宮内庁侍従職所蔵・東山御文庫本『遷幸部類記』(勅封一三〇・二九)

II 宮内庁書陵部所蔵・柳原本『遷幸部類記』一(柳二四六)

宮内庁書陵部所蔵・鷹司本『遷幸部類』(二六六一七二三)

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』(勸修寺五九六 *原本)

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』(勸修寺七四二)

III 宮内庁書陵部所蔵・鷹司本『遷幸部類』(二六六一七二三)

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』(勧修寺七三二 *原本)

京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』(勧修寺七三六)

国立国会図書館所蔵・『遷幸部類記』(い一四三)

IV 京都大学総合博物館所蔵・勸修寺本『遷幸部類記』(勧修寺七四五 *原本)

以上の他に、『三条家文書目録』(東京大学史料編纂所蔵、六一〇〇一一一六)によると、I・II・IIIにあたる三条西本『遷幸部類記』が神宮文庫に所蔵されていることになっているが、最近出版された神宮司序編『神宮文庫所蔵和書総目録』(戎光祥出版、二〇〇五年)にも見えず、所在は不明である。

(3) 江記は木本好信編『江記逸文集成』(国書刊行会、一九八五年)に採られておらず、春記も『増補史料大成』や『丹鶴叢書』などの刊

本に収録されていない。野記（小右記）も『大日本古記録』本に未収録で、『大日本史料』にも収載されていない記事であった。

書誌

現状は東京大学史料編纂所で改装して新しい薄茶色の表紙が着けられているが、もとの表紙は丁字引斐紙で、外題「遷幸部類記」が本文とは別筆で左に打ち付け書きされていた。本文（墨付き）の料紙は全九丁で、いずれも楮紙の打紙と思われ、法量二〇・〇cm×二八・三cmの袋綴装である。一面九行、一行につき平均二二字である。原本を直接書写したと推定される東山御文庫本（一面一行、一行平均二二字）と字配りなどはほぼ一致し、総じて原本の形態に忠実であると思われる。第一丁オモテに「遷幸部類記」と内題がある。

影印・翻刻

各頁上段に原本の見開きごとの写真を掲げ、下段にその訛文を示した。

- ・翻刻にあたっては、京都御所東山御文庫本『遷幸部類記』（東京大学史料編纂所所蔵の写真焼付けによる、架蔵番号六一五七一四、「東」と略称）と、宮内庁書陵部所蔵の柳原本『遷幸部類記』一（柳二四六、「柳」と略称）とを校異に用いた。鷹司本及びもう一冊の私本（史料編纂所寄贈本）は柳原本の転写本と考えられ、原本とは形態も異なり、誤字・脱字も多いため、校訂には使用しない。
- ・翻刻の際の改行は原文通りとし、適宜読点を施した。傍注は校訂注に記し、誤字の訂正や脱字の挿入は、「」で行い、朱筆は「」で括った。文字が抹消されている場合は、その文字の右傍に（抹消符）を付した。漢字は原則として常用のものに改めている。



遷幸部類記

遷幸部類記
白河院 江記 権中納言達房卿記

『遷幸之事』⁽¹⁾

承保二年八月十四日、癸卯、遷御高陽院 戊魁、公卿以

下步行遷御高陽院

自建禮門・待賢門出御、
自院西門入御

『歩儀事』⁽²⁾

行啓并若宮御共人々歩行

出自朔平門、經〔建〕⁽³⁾礼門前、出自
待賢門、自院北門入御

春記

永承六年七月廿日巳未天陰内豎來云今夜戊魁可遷

御大膳職參入者稱病由不參入後日聞右府已下參入(一才)

永承六年七月十一日、己未、天陰、内豎來云、今夜戊魁可遷
御大膳職可參入者、稱病由不參入、後日聞、右府已下參入、(一才)

看化事仍列立東、執水火童⁽⁷⁾一人、在東中門內、此間
如上西面如⁽⁶⁾內裏儀、水者入櫟⁽⁸⁾、是若礙風歟、

風力殊甚、自朝風吹、仍以大桶覆火、集數多脂燭、是若礙風歟、

各不靜、仍以大桶覆火、取之為恐滅也、

天德例用西階時西面禮、⁽⁹⁾在東中門內、此間乘輿

以處東力化也、

卷中殿⁽¹⁰⁾、⁽¹¹⁾大者桂⁽¹²⁾殿西言不⁽¹³⁾圓乘輿、

在陣外大童早昇也云、⁽¹⁴⁾源大納言行事也、御輦入中門、⁽¹⁵⁾東南渡行

之間主稅頭時親朝臣⁽¹⁶⁾奉仕御反閑⁽¹⁷⁾、⁽¹⁸⁾徐步成呪術、

到南殿階前披讀呪書了退去、黃牛在殿左右、御輦幸

南殿之間、黃牛引退立東西中門、南腋廊中撤御輿之

後、大納言師房卿令置版位、中務丞藤原為信取之、置南庭^{(二)ウ}

太見苦事也、行事弁師家扶持兩童女、昇自南殿東階
天德例用西階、彼時西面禮、參入中殿云々、⁽¹⁹⁾人^(火)者怪⁽²⁰⁾御殿油三日不⁽²¹⁾此間乘輿
此度以東為禮也、

在陣外、火童早昇也云々、⁽²²⁾源大納言行事也、御輦入中門、⁽²³⁾黃牛在御輦前、漸引行

之間、主稅頭時親朝臣⁽¹⁶⁾奉仕御反閑⁽¹⁷⁾、⁽¹⁸⁾徐步成呪術、

到南殿階前、披讀呪書了退去、黃牛在殿左右、御輦幸

南殿之間、黃牛引退立東西中門、南腋廊中撤御輿之

後、大納言師房卿令置版位、中務丞藤原為信取之、置南庭^{(二)ウ}

中央退去、其後園司奏、勅答了、少納言奏進鈴了⁽²⁴⁾、作法太

莫人解、有名謁⁽²⁵⁾、兼中少將、公卿、々々了入御、諸卿經左仗下、各脫靴

頤⁽²⁶⁾、有名謁⁽²⁷⁾、加列立如例、

沓、更着宜陽殿座⁽²⁸⁾、北上東面對、下臘着奧座、人、頭⁽²⁹⁾備饗饌、民部

卿長家⁽³⁰⁾、中宮權大夫経輔及右兵衛督経成等不燭座

退去、可供奉中宮行啓之故云々、⁽³¹⁾遷御此院云々

右大臣云、在座公卿

大納言信家・左大弁経長・宰相中將能長及予也、盃酒之間、

無使転盃⁽³²⁾、⁽³³⁾大納言依為⁽³⁴⁾、仍停酒只下箸、何事之有哉者、即

下箸了⁽³⁵⁾、大臣起座、移着左仗座、已⁽³⁶⁾人同移着之、小時大臣

參上殿上、諸卿相從、先是閔白被坐殿上、即有盃酒事

參上殿上、諸卿相從、先是閔白被坐殿上、即有盃酒事

歲人頭⁽³⁷⁾、(三才)

丁叔二品トシニン、奏次忠家トモヒサ、叙シテ候マサニ。伏ハシメテ候マサニ。賞事シヨウジ、太任タケン。

意之代也、嬰喙ウラカミ小兒等居高位、如予之人雖積年勞、

名トモヒサ代也、嬰喙ウラカミ小兒トモヒサ居高位トモヒサ者トモヒサ人雖積年勞、

沉屈シムク愁シモチ生而遇亂代、其理可然之、今日從朝風吹、

雖不及發屈、草木動搖太不閑、遷御之間、南殿上及遲シテ、
上次滅炬焰又燭其焰或燭屋上其火焰飄々遍滿見
者莫不驚恐殿上焰先不燃已及幽暗、太以周章也、主上出
御畫御座シマツイリヤクザ聞風力滅燭焰頻滅侍臣更々雖舉脂
燭遂不能燃得事トコトコ不便トコトコ。但天晴月明御時圍

上、吹滅炬焰、又吹滿其焰、或飛上屋上、其火焰飄々遍滿、見
者莫不驚恐、殿上焰カ先不燃、已及幽暗、太以周章也、主上出
御畫御座之間、風力彌倍、燭燈頻滅、侍臣更々雖舉脂
燭、遂不能燃、得事々不便也、如何、但天晴、月明、出御時圍
司先奏、是例、而遷御新宮之後、又圍司奏之如何、天德(四ウ)

遷御冷泉院御日記不被注新宮圍司奏事、又應和元年

遷御内裏御日記如此、而今日儀兩所有圍司奏、若依何

例トコトコ大納言師房作今日次第云々、如何、三今トモヒサ日宜陽殿及
殿上饗等儲トモヒサ而食、女房饗事如何、可尋、頭弁云、
殿上簡、三今トモヒサ日間不封トモヒサ、得至奏云、膳不覺、又無所見、
但長久二年遷御内裏、彼時不封簡云々、頭弁云、閔白
被命不可封之由、仍不可封者、置牛在左右中門、南廊

內儲張槽、馬寮銅之、天德例在中殿御前云々、

今日參入公卿、右大臣

教通大納言三人

信家

師房

中納言五人

五才

俊家經輔、不候御共、又不候
序右供奉官、竈神、
宰相三人、經長能長、三位二人、
志長、
三玄三人、俊長経長、
志長、
志長、

此外諸卿有障不參入云々、今夜閑白不被候御前、稱風病
宿所云々

才二日候畧

康弘二年七月廿八日

一條院

野記

康正一年七三日書了

第二、三日儀略之

一野院
野記

寛弘七年十一月廿八日、癸卯、伺雨間參内、途中小雨、時々（五ウ）

猶雨、無晴氣、欲着陣、居饗饌之間、無便宜、仍徘徊、彼
是參会、相共參殿上、又居饗、因之停立射場殿邊、左右
兩丞相上方被來云、陣饗了哉、然者可着云々、四條大納
言云、居饗了者、仍諸卿着陣饗、一巡後居汁物食了、諸卿
着殿上、小時召御前其座南又、左大臣貢御馬十匹
家司中將、少將兵衛佐
及他中少將、外衛佐、衛府侍中等、此間及黃昏、又雨降、仍不令騎、只一
廻了左府云中分給左右歟、將次第可給歟、予答云、以上五疋
給左、以下五疋給右、々可有愁、尚次第一給左、以〔次〕第二給右、如此
分給可無愁歟、相府頗有唉氣、右大臣以此由奏聞、有（六才）

御前、供奉御竈神之故云々
俊家、經輔、々々不候御共、又不候
宰相三人、經長能長、三位二人、
志長、
三玄三人、俊長経長、
志長、
志長、

俊房、
忠家、

天許任申請可給者、仍分²³給了²⁴、給衝重於諸卿、

²⁵

²⁶

²⁷

²⁸

²⁹

³⁰

³¹

³²

³³

³⁴

³⁵

³⁶

³⁷

³⁸

³⁹

⁴⁰

⁴¹

⁴²

⁴³

⁴⁴

⁴⁵

⁴⁶

⁴⁷

⁴⁸

⁴⁹

⁵⁰

⁵¹

⁵²

⁵³

⁵⁴

⁵⁵

⁵⁶

⁵⁷

⁵⁸

⁵⁹

⁶⁰

⁶¹

⁶²

⁶³

⁶⁴

⁶⁵

⁶⁶

⁶⁷

⁶⁸

⁶⁹

⁷⁰

⁷¹

⁷²

⁷³

⁷⁴

⁷⁵

⁷⁶

⁷⁷

⁷⁸

⁷⁹

⁸⁰

⁸¹

⁸²

⁸³

⁸⁴

⁸⁵

⁸⁶

⁸⁷

⁸⁸

⁸⁹

⁹⁰

⁹¹

⁹²

⁹³

⁹⁴

⁹⁵

⁹⁶

⁹⁷

⁹⁸

⁹⁹

¹⁰⁰

¹⁰¹

¹⁰²

¹⁰³

¹⁰⁴

¹⁰⁵

¹⁰⁶

¹⁰⁷

¹⁰⁸

¹⁰⁹

¹¹⁰

¹¹¹

¹¹²

¹¹³

¹¹⁴

¹¹⁵

¹¹⁶

¹¹⁷

¹¹⁸

¹¹⁹

¹²⁰

¹²¹

¹²²

¹²³

¹²⁴

¹²⁵

¹²⁶

¹²⁷

¹²⁸

¹²⁹

¹³⁰

¹³¹

¹³²

¹³³

¹³⁴

¹³⁵

¹³⁶

¹³⁷

¹³⁸

¹³⁹

¹⁴⁰

¹⁴¹

¹⁴²

¹⁴³

¹⁴⁴

¹⁴⁵

¹⁴⁶

¹⁴⁷

¹⁴⁸

¹⁴⁹

¹⁵⁰

¹⁵¹

¹⁵²

¹⁵³

¹⁵⁴

¹⁵⁵

¹⁵⁶

¹⁵⁷

¹⁵⁸

¹⁵⁹

¹⁶⁰

¹⁶¹

¹⁶²

¹⁶³

¹⁶⁴

¹⁶⁵

¹⁶⁶

¹⁶⁷

¹⁶⁸

¹⁶⁹

¹⁷⁰

¹⁷¹

¹⁷²

¹⁷³

¹⁷⁴

¹⁷⁵

¹⁷⁶

¹⁷⁷

¹⁷⁸

¹⁷⁹

¹⁸⁰

¹⁸¹

¹⁸²

¹⁸³

¹⁸⁴

¹⁸⁵

¹⁸⁶

¹⁸⁷

¹⁸⁸

¹⁸⁹

¹⁹⁰

¹⁹¹

¹⁹²

¹⁹³

¹⁹⁴

¹⁹⁵

¹⁹⁶

¹⁹⁷

¹⁹⁸

¹⁹⁹

²⁰⁰

²⁰¹

²⁰²

²⁰³

²⁰⁴

²⁰⁵

²⁰⁶

²⁰⁷

²⁰⁸

²⁰⁹

²¹⁰

²¹¹

²¹²

²¹³

²¹⁴

²¹⁵

²¹⁶

²¹⁷

²¹⁸

²¹⁹

²²⁰

²²¹

²²²

²²³

²²⁴

²²⁵

²²⁶

²²⁷

²²⁸

²²⁹

²³⁰

²³¹

²³²

²³³

²³⁴

²³⁵

²³⁶

²³⁷

²³⁸

²³⁹

²⁴⁰

²⁴¹

²⁴²

²⁴³

²⁴⁴

²⁴⁵

²⁴⁶

²⁴⁷

²⁴⁸

²⁴⁹

²⁵⁰

²⁵¹

²⁵²

²⁵³

²⁵⁴

²⁵⁵

²⁵⁶

²⁵⁷

²⁵⁸

²⁵⁹

²⁶⁰

²⁶¹

²⁶²

²⁶³

²⁶⁴

²⁶⁵

²⁶⁶

²⁶⁷

²⁶⁸

²⁶⁹

²⁷⁰

²⁷¹

²⁷²

²⁷³

²⁷⁴

²⁷⁵

²⁷⁶

²⁷⁷

²⁷⁸

²⁷⁹

²⁸⁰

²⁸¹

²⁸²

²⁸³

²⁸⁴

²⁸⁵

²⁸⁶

²⁸⁷

²⁸⁸

²⁸⁹

²⁹⁰

²⁹¹

²⁹²

²⁹³

²⁹⁴

²⁹⁵

²⁹⁶

依之為桐府。南陽多石，傾石工有穿竹之俗，宜作金。

依て申候が級修教を若甫下申う随申清志技也可
屏大御言、謀略狹ち、長策人」と奏參す後左衛門

奏者須先奏次第及面從兩脚滑地出師

南殿 推特制及因代成俗。在洛陽帝都之奉仕及用諸卿列立左之將云陣座。神祖上不云南殿。神後復直稱。

公東中門奏中同園司變上家自月陽乞為之令中
教庶制曰傳作日乞為奏極其忙東中門奏為自

西方之在中不以松守焉者石（後自左府法文圖自存）次考序興
主上被尊作「臣」後改作「古力不」

古文子

去儀多謗謗與古自東洞院大始平大師門大始刻一條

院東門（以舊名歸）
外朴祇宮（歸麻）

先是后右馬寮丈生各一人牽黃牛至興安足次
輿設木凳立南殿南階東西及牛立南門東仰興安

南隋鑿碑以上皆儀芝榮書南殿及用諸卿列坐

西廊弔立南殿坤石之將不以右立南殿與乞為稱言

右南十六銅卷右于松浦改乞執傳稿右奉上殿上

卷之三

依可為相府之同階、辭而不預、右大臣奉勅定仰云左金吾云、依令申、停加級給、彼者若有所申、可隨申請者、彼是可昇大納言之謀略歟、云々、慶賀人々令奏慶、其後左大臣令奏慶、須先奏歟、此間及酉終、雨脚滂沱、出御南殿戊始歟、依雨懈怠、先以光采朝臣令奉仕反閔、諸卿列立、左大將云、陣座坤壇上、予雲南殿坤、從便宜可於東中門奏了、中間圍司曳上裳、自己場殿亭進御出庭中、數度制止之、稱仰事進出奏之、極奇怪也、於東中門可奏而出自西方進庭中不可然、就中甚雨間也、後日左府談云、圍司事、主上被奇仰云々、依誰仰所為哉云々、次寄御輿皮、警蹕如常、出御東中門、未到東門之間、暫留御輿、（七
左大將仰御綱事、此間雨脚如注、狼藉無極、大舍人不見、吉儀多端、御輿出自東洞院大路并土御門大路、到一條院東門之比、暫留御輿、於門外神祇官獻御麻了、入御、先是左右馬寮史生各一人牽黃牛、立御輿前、先牛、次輿、兩牛牽立南殿南階東西兩牛立南門東、御輿寄南階、警蹕、如出御儀、光榮於南殿反閔、諸卿列立西廊、予立南殿坤、左大將不見、若立南殿巽歟、少納言於南中門鈴奏了、右中將濟政問諸卿稱籍了、參上殿上、依無警固、辭陣已前、左大臣云、今日吉日也、諸卿可着座）

列立、左大將云、陣座坤壇上、予雲南殿坤、從便宜可鈞、
少納言鈴奏於東中門奏了、中間圍司曳上裳、自弓場殿亭進出庭中、
數度制止之、稱仰事進出奏之、極奇怪也、於東中門可奏而出自
西方進庭中不可然、就中甚雨間也、後日左府談云、圍司事、次寄御輿
主上被寄仰云々、依誰仰所為哉云々

左大將仰御綱事、此間兩脚如注、狼藉無極、大舍人不見、

吉儀多端、御輿出自東洞院⁶²大路并土御門大路、到一條院東門之比、暫留御輿、於門外神祇官獻御麻了、入御、

先是左右馬寮史生各一人牽黃牛、立御輿前、先生、次

輿、兩牛牽立南殿南階東西 向左立南門東、御輿寄張槽飼雲々

南附
奪歸
如出微儀
光榮於南殿反門
諸姻列立

於南中門鈴奏了、右中將濟政問諸卿稱籍了、參上殿上、依無警固、辭陣已前、左大臣云、今日吉日也、諸卿可着

八才

校訂注

- (1) 「遷幸之事」、柳ナシ、東墨書
 (2) 「歩儀事」、柳ナシ、東墨書
 (3) 「経」ノ下、東「建」アリ
 (4) 「等」ノ下、東「着」アリ
 (5) 私・柳・東（榜書）「路歟」アリ
 (6) 「如」、東作「女」
 (7) 「童」ノ下、東「女」アリ
 (8) 「棟」、東ナシ
 (9) 私・柳（榜書）「火歟」アリ、東ナシ
 (10) 私・柳（榜書）「幄歟」アリ、東ナシ
 (11) 「殿」、東ナシ
 (12) 「頭」ノ下、東「弁」アリ
 (13) 「已」ノ下、東「藏」アリ
 (14) 「歟」、東ナシ
 (15) 「而」、東ナシ
 (16) 「喙」、東ナシ
 (17) 私・柳・東（榜書）「ケ歟」
 (18) 私・柳・東（榜書）「ケ歟」
 (19) 「康」、東作「応」
 (20) 「了」、東作「之」
 (21) 「殿」、東ナシ
 (22) 「相」ノ下、東「白」アリ
 (23) 「分」、柳ナシ
 (24) 私・東（榜書）「文歟」アリ
 (25) 「横」、東作「模」
 (26) 私・東（榜書）「文歟」アリ
 (27) 「位」、東作「信」
 (28) 「云」、東ナシ
 (29) 「者」、東作「之」
 (30) 「可」、東作「所」
 (31) 「進」、東作「分」
 (32) 「洞」、東作「門（榜書）洞」
 (33) 「云」、東作「答」

「付記」私が所蔵していた二種の『遷幸部類記』は、保管の仕方が悪く、虫食いを生じさせてしまった。そこで、東京大学史料編纂所に寄贈し、史料保存室の中藤靖之氏にお願いして、修補していただきことになった。影印に使用した写真は、虫食いが発生する以前、かつて一九九六年に東京大学史料編纂所で撮影したフィルムを、この度中藤氏と同所宮崎勝美氏（近世史料部）のご好意により、焼き付けていただいたものである。また翻刻にあたっては、久野千里・澤山起代子・芝田典代・白金敬英・羽田野実穂・広間ゆきえ・矢澤恵理子の諸氏（以上、愛知県立大学文学部日本文化学科学生）及び広瀬憲雄氏（名古屋大学大学院生）の協力を得た。記して心から感謝いたします。